

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

府立富田林中学校における平成 29 年度使用教科用図書の採択について

標記について、次のとおり採択する。

平成 28 年 8 月 19 日

大阪府教育委員会

〈参 考〉

[根拠規定]

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

府立富田林中学校における平成29年度使用教科用図書一覧表

種 目	発行者	教 科 書 名
国語	光村図書出版	国語
書写	光村図書出版	中学書写
社会（地理的分野）	教育出版	中学社会 地理 地域にまなぶ
社会（歴史的分野）	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社会（公民的分野）	教育出版	中学社会 公民 とともに生きる
地図	東京書籍	新編 新しい社会 地図
数学	新興出版社啓林館	未来へひろがる数学 未来へひろがる数学 MathNaviブック
理科	新興出版社啓林館	未来へひろがるサイエンス 未来へひろがるサイエンス マイノート
音楽（一般）	教育芸術社	中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	教育芸術社	中学生の器楽
美術	開隆堂出版	美術
保健体育	学研教育みらい	新・中学保健体育
技術・家庭（技術分野）	開隆堂出版	技術・家庭(技術分野)
技術・家庭（家庭分野）	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語（英語）	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition

府立富田林中学校における平成 29 年度使用教科用図書選定について

富田林中学校における使用教科用図書については、昨年度から中学校の教育課程や教育内容を検討・作成している富田林高校において、慎重に調査研究を行ってきた。

選定にあたっては、大阪府教育委員会が平成 27 年度に提示した中学校教科用図書選定資料を活用するとともに、富田林中高一貫校における教育理念が実現できるよう、次の5つの観点に着目した。

- ① 中学高校の6年間を通した指導の一貫性や系統性を持たせる上で、**高校の学習内容と関連付けた発展的な指導**を効果的に行うことができる。

【選定のポイント（例）】

< 数学 >

高校での学習につながる発展的な内容を別冊資料とするなど、中学と高校と一貫性をもって学習できるよう工夫されている。

< 社会（地理的分野） >

高校の内容を含む発展的学習に取り組むためのステップとして、学習課題ごとに関連する事項を欄外に記載するなど、生徒が多くの情報を能動的に獲得できるよう工夫されている。

- ② 国際理解を深め、国際協調の視点を持ち、国際社会における自らのあり方を考えるなど、**グローバルな視野を育む指導**を効果的に行うことができる。

【選定のポイント（例）】

< 外国語（英語） >

インドの多言語社会、アメリカの公民権運動等、幅広い題材を取り上げており、これからの国際社会における自らのあり方を考え、グローバルな視野を身に付けることができるよう工夫されている。

< 社会（公民的分野） >

「多様性の中で生きる」という単元を設けており、国際理解を深め、国際協調の視点をもつことが促されるよう工夫されている。

- ③ ディスカッションやディベート、プレゼンテーションなど、**コミュニケーション力を高める活動**が多く設定されている。

【選定のポイント（例）】

<国語>

グループディスカッションやパネルディスカッションを例として、相手や目的に応じて話す活動を示すなど、情報をクリティカルに分析し活用できるよう工夫されている。

<保健体育>

自然災害における安全の確保や交通事故の防止など、各章で様々なテーマについて話し合ったり、調べたりする活動を提示し、主体的な学習を促すとともに、コミュニケーション力を向上させるよう工夫されている。

- ④ 思考を求める記述や学習したことを実生活に活用する探究的な活動が多く設定され、**論理的思考力と課題発見・解決能力を育む指導**を効果的に行うことができる。

【選定のポイント（例）】

<数学>

証明問題についてフローチャートを掲載するなど、どのように思考・判断すればよいか、論理だった説明がなされ、理解しやすいよう工夫されている。

<理科>

「考えてみよう」「予想してみよう」という問いかけを随所に設け、探究的な学習を促すことにより、効果的に「科学的・論理的な思考力」を育成することができるよう工夫されている。

- ⑤ 地域が抱える課題を解決していくための視点と具体的方策について詳しく述べられ、また、地域の人と支えあう活動が取り上げられるなど、**社会貢献意識や地域愛を育むことができる内容**が多く設定されている。

【選定のポイント（例）】

<社会（地理的分野）>

世界及び日本の各地域に存する諸問題と、それを解決していくための視点や具体的方策等について詳しく述べており、生徒が郷土に思いをもち、郷土の特色や課題に関する学習などに主体的に取り組めるよう工夫されている。

<技術・家庭（家庭分野）>

高齢者に届ける料理作りなど、地域の人と支えあう活動例を取り上げており、社会貢献意識と地域愛を育むことが期待できる。

平成 29 年度使用府立学校教科用図書採択要領

大阪府教育委員会

平成 29 年度に府立学校において使用する教科用図書の採択は、府立高等学校及び府立支援学校高等部については別添 1、府立支援学校小学部・中学部については別添 2、府立高等学校に併設される中学校については別添 3 により行うものとする。

なお、その際、各府立学校においては、下記に留意すること。

記

1 教科用図書の選定について

- (1) 校長は、教科用図書の調査研究を十分に行い、選定能力を高め、適切に選定すること。その際、公正な選定をするため、教科書の編集者・著作者が選定に関与することのないよう配慮すること。また、各学校に置かれている学校協議会など、より広い視野からの意見も参考にしよう努めていくこと。
- (2) 選定にあたっては、平成 28 年 4 月 8 日付け教高第 1192 号「教科書採択における公正確保の徹底について（通知）」及び平成 28 年度 5 月 9 日付け教高第 1461 号「平成 29 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」を参考にし、府立高等学校及び府立支援学校高等部については、別に提示する教科用図書選定の手引きや、教科書展示会等も活用して学習指導要領に基づき教科用図書の調査研究を行うこと。
- (3) 府立支援学校小学部、中学部にあつては、上記（1）、（2）に加えて、平成 28 年 4 月 27 日付け教小中第 1306 号通知による「平成 29 年使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。
 - 「3（2） 府立の支援学校の小・中学部における選定についての基準」
 - (ア) 児童・生徒の障がいや発達状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - (イ) 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - (ウ) 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が平成 26 年度に提示した小学校教科用図書選定資料、平成 27 年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成 25 年度に提示した附則第 9 条関係教科用図書選定資料を活用すること。

- (4) 府立支援学校高等部で使用する教科用図書の選定にあたっては、教育課程との結びつき等について十分調査、検討し、高等学校用の文部科学省著作教科用図書、文部科学大臣検定教科用図書等の適切な教科用図書等を選定すること。

高等学校用の文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書以外の図書を教科用図書として選定する場合は、生徒の障がいや発達の状況を勘案し、単に教材として有益適切というだけでなく、教科・科目の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

なお、高等部の教科用図書は文部科学省の特別支援教育就学奨励費の対象となるので、平成 27 年 5 月発行の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」の「2. 対象となる経費の範囲及び算定等について（1）教科用図書購入費」記載内容に十分留意すること。

- (5) 府立高等学校に併設される中学校にあつては、上記（1）、（2）に加えて、平成 28 年 4 月 27 日付け教小中第 1306 号通知による「平成 29 年使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。なお、府立富田林中学校で使用する教科用図書の選定については、今年度は府立富田林高等学校の校長が行うものとする。

「3（1）府立富田林中学校における選定についての基準」

(ア) 教育の目標及び教育課程編成の方針を踏まえ、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を選定すること。

(イ) 選定にあたっては、大阪府教育委員会が平成 27 年度に提示した中学校教科用図書選定資料を活用すること。

2 教科用図書の選定の報告について

校長は、大阪府教育委員会が通知した調査研究結果を踏まえ、教科用図書を選定し、別に定める様式（選定報告書、選定理由書、選定一覧表及び選定理由一覧表）により、大阪府教育委員会に報告すること。

府立の併設型中高一貫校の中学校 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。

